

RI第2620地区 静岡第3分區

沼津柿田川ロータークラブ



世界へのプレゼントになろう

RI会長 K. R. ラビラビンドラン
 RI第2620地区ガバナー 野口 英一
 会長 梅田 欣一
 幹事 小川 隆洋
 例会日時 毎週月曜日 12:30点鐘
 例会場 沼津卸商社センター 2F
 〒411-0912 静岡県駿東郡清水町卸団地203
 TEL 055-971-6500
 〒410-0312 沼津市原1771-2 増田方
 TEL 055-969-2321 FAX 055-969-2322
 E-MAIL officework@rcj-nk.org

事務局

会長挨拶



第1573回例会 会長挨拶

会長 梅田欣一

みなさん、こんにちは。だいぶ前のことのように思われますが、9月5日の米山記念奨学生との柿田川公園奉仕作業と、9月12日の35周年記念式典では、みなさん、お疲れ様でした。

本日は、久しぶりの通常例会です。本日の卓話は、安本さんの新入会員卓話です。宜しくお願い致します。

さて、私が抱えている裁判員裁判の件についてですが、期日が10月まるまるいっぱいかかり、会長なのに例会に出られないなどと大騒ぎしておりましたが、ある事情で、10月の期日がすべて取消しになってしまいました。この件は、9月19日(土)の静岡新聞朝刊にも出ていました。ですので、10月は全て出席可能となりました。

その裁判員裁判の今後の期日については、まったく未定で、すくなくとも半年以上は先になります。来年の7月以降になると会長が終わってからということになりますが、まだ分かりません。

本日のビジターの一人である沼津北クラブの一杉さんは、私と一緒にその裁判員裁判をやっている弁護士です。今日は、是非、安本さんの卓話を聞きたいとのことで、最後までいらっしやるそうです。

ところで、9月は、「基本的教育と識字率向上月間」です。当クラブは、国際奉仕はあまりやっていないので、識字率については関心が薄いかもかもしれませんが、今年度の当クラブのテーマとして、「水保全と子ども」を掲げさせていただいております。

そして、来年2月には、清水町内の中学校での法教育の授業も予定しております。私の宿題となっていた、中学校に対する法教育授業の趣意書を安本さんに渡し、という事項をやっと今日、やることができました。法教育授業に向けた今後の準備につきましては、私も一緒にやりますので、奉仕プロジェクト委員会のみならず、宜しくお願い致します。

幹事報告

■ 事務連絡 ■

- * ガバナー事務所より
長期青少年交換学生・募集案内について 到着
- * 前ガバナー事務所より
岡本年度の決算報告について 到着
ガバナー月信報告書 到着
- * ローター米山記念奨学会より
ハイライトよねやま186号 到着
- * 富士山吉原RCより
年次報告並びに計画書 到着
- * 東京王子RC 米山記念奨学生カウンセラー 佐藤文樹様より
お礼とクラブ週報 到着

■ 例会変更 ■

- * 富士宮西RC
10月9日(金)→移動例会くせせらぎ三島RCへ→
10月23日(金)→26日(月) 夜間合同例会
10月30日(金)→夜間例会
- * 富士宮RC
10月12日(月・祝)→祝日休会
10月26日(月)→夜間例会

■ 週報到着 ■

富士宮西RC・富士RC・富士山吉原RC・沼津西RC

本日のゲスト・ビジター

ビジター 沼津北RC 一杉泰博様
 ビジター 沼津北RC 大野数芳様
 ビジター 沼津西RC 久松但様
 ゲストはありませんでした。

スマイル報告

一杉泰博様 安本弁護士の卓話楽しみにしています

新会員卓話



～裁判員はこうして選ばれます～

安本晋会員

こんにちは、新入会員卓話ということで、お話しさせていただきます。

・職業講和とつながりについて。

濱田会長年度でも紹介を戴きましたが、簡単に私の自己紹介と弁護士になるまでの方法について、また、裁判員裁判についてのお話しをしようと思います。私は今月のはじめに裁判員裁判をやってきましたので、このあたり実際裁判員にどうやって選ばれるのかなど、お話しさせていただければと思います。

まず、自己紹介ですが、私は、1981年生まれの34歳です。現在は、駿東郡長泉町下土狩の三島駅の近くに住んでおります。職業は弁護士で、沼津市の小川・重光法律事務所勤務弁護士として働いております。

もともとのおまは静岡市の今でいう葵区で、静岡附属中学、静岡高校と進学し、大学に進学するまで静岡市に住んでいました。現在も静岡市内に実家があります。

2000年4月に慶應義塾大学法学部政治学科に入学し、卒業後、2004年4月に法政大学のロースクールへ進学しました。その後、ロースクールを卒業後、翌年の9月に司法試験に合格し、12月から司法修習生となり、翌2008年12月に弁護士資格を取得して、小川・重光法律事務所弁護士として勤務しております。

さて、弁護士になる方法について、お話ししたいと思います。今、弁護士になるには、2つのルートがあります。

まず、弁護士になるには司法試験に合格しなければなりません。その司法試験を受ける資格を得るには、1つ目が法科大学院、いわゆるロースクールという専門の大学院を2、3年通って卒業する方法と、2つ目は予備試験といって一発勝負の試験に合格する方法の二つがあります。このどちらかの方法をとってはじめて、司法試験を受験することが出来ます。

じゃあ一発勝負の試験のほうがお金も時間もかからずにはいいのではないかとと思われると思いますが、この試験はとて難しい試験です。私が試験を受けた当時はこの予備試験という制度はありませんでした。梅田会長が合格されたときは、受験資格に関係なく一発勝負の試験でした。この予備試験は、ロースクールにいけない人のための制度として作られたものです。この一発勝負の試験ですが、民事と刑事の法律科目の基礎的な問題の他に、一般教養という大学受験のような問題を、マーク式、論述式、面接と3回に分けてやるもので、非常に難しく、また、合格率3%程度の試験ですので、そう簡単ではありません。

それで、主な受験方法であるロースクールについてです。ロースクールという制度自体は新しく出来たもので、出来てから10年程が過ぎたに過ぎません。皆さんにもなじみがないと思いますので、少し紹介したいと思います。

ロースクールというのは、法律の専門職の大学院であり、法学を学んだことがない未習者コースと学んだことのある既習者コースに分かれます。未習者コースは3年間、既習者コースは2年間

勉強をすることになります。

授業は当然法学が中心で、憲法、民法刑法といった基本的な法律から、民事訴訟実務、刑事訴訟実務といった実務的な仕事を学んだり、英文の契約法や医事法といった特殊な法律や実務科目を学んだりします。

私がいた法政大学の法科大学院は、1クラス35人で1学年4クラスありました。その中で月曜から金曜日まで必修科目というクラス単位で行なう科目と選択科目という自主的に行なう科目を勉強していました。大学といえば授業があるときだけ大学にいて(あるいは、それすら行かないかもしれませんが、)終わればかえったり課外活動をしたりというイメージだと思います。しかし、ロースクールでは毎日必ず授業があり、それも朝から夕方くらいまであります。大学のように出席をとったりすることはあまりありません。というか、出席していなければ自分が困るだけです。出席しない人はいません。

また、自習室が備え付けられていて、席は個人ごとに割り当てられているので、空いている時間はそこで勉強していますし、おわってからもそこで勉強しています。自習室は朝7時ころから夜の12時まででしたが、ロースクールによっては24時間やっているところもあります。

ロースクールに入学したとき、説明会でロースクールの教授から、「これから皆さんは馬車馬のように勉強していただくこととなります。」という説明を受けて戦々恐々としました。毎回ほとんどの授業で課題が出された上で予習、復習が義務付けられ、その中で別に演習をやることもありました。しかも、授業とは別に試験対策用の暗記や勉強もしなければなりません。大変な日常でした。なかなか勉強時間としてどうだったかはあれですが、平均すると1日10時間くらい勉強している日を2、3年続ける、という感じですかね。

もちろん、成績や履修内容が不良であれば、単位をもらえないことがあります。必修科目の単位がもらえなければ留年することになります。私の学年では4人ほど留年している人もいました。法科大学院の学費というのはやすすくない・・・というか80万円から150万円くらいかかりますので、留年するというのは恐ろしいことです。

また、なにより、司法試験に受かるかどうかということを常に気にしていました。勉強することはいくらでもある、つまりわからないことが常にたくさんあるという状態はとても不安でした。当時の司法試験は、期間制限があり、法科大学院を卒業してから5年以内で、3回受験した中で合格しなければいけません。3回落ちてしまった場合にまた受験するには再度法科大学院に入りなおさなければなりません。今では5年以内に5回となったようですが、大変なことはわかりません。

法科大学院を卒業すると、法務博士という博士号がもらえます。しかし、そんなものは何の役にも立ちませんので、ただの無職になります。当然卒業後に普通の企業に就職するようなことは当時はあまり考えられていなかったもので、とても不安な日々だったことを覚えています。

そんな事を言っていると、ご存知の方の中には今の私の妻はロースクールで出会ってるんじゃないかと、大変な事ばかりじゃなかったんじゃないかとと思われる方もいらっしゃると思います。

先ほどもお話ししたとおり、ロースクールでは、クラスあるいは同級生に朝から晩まで一緒にいて、辛い環境を共にするような環境ですので、どうしても人間関係は密になります。100人いて女性は10人くらいでしたが、その中の女性全員がロースクールに入る前と入った後でつきあっている相手が変わっていました。

それで、私のいたロースクールは最終的に2割くらいが合格したのですが、付き合っている相手を変えていた女性は、付き合っている相手の5割くらいが合格していました。女性は見る目があるというか、将来を見据えて男の尻を叩いていたか分かりませんが。

そういえば、最近司法試験のことで、ニュースになりました。司法試験の問題漏えいです。

今回の問題漏えいは、明治大学ロースクールに所属していた憲法の教授が、教え子の20代の女性に司法試験の問題を教

え、採点基準や答案の書き方まで教えていたということで、国家公務員法違反の犯罪として、非常に問題になっています。

司法試験の問題というのは、大学教授や実務家で構成された司法試験委員会がつくっています。その教授の中で現実に問題を作っている教授が、ロースクールで実際に授業を行ったり、ゼミをしったりしているのです。

ロースクールでは、教授と生徒の人間関係も非常に濃くなります。また、大学ごとの合格者数、合格率も公表されますから、大学院はつねに合格者数を気にしています。

私は大学時代憲法のゼミだったのですが、今回問題漏えいをした先生は憲法学会でもそこそこの名前のある人です。第1戦でやっている学者の中では10本の指に入るのではないのでしょうか。しかも、司法試験の受験生は、試験委員の問題意識や考え方をすごく気にしています。書いた論文や本を読む人も少なくありません。授業をするとなれば多くの人が受講しますし、資料は他の学校まで拡散していたりすることはざらです。なので、今回の件でも漏洩された問題については、かなり流通していたと考えて間違いないと思います。

漏えいした教授はその理由を、その女の子に好意を抱いていて合格させてあげたかったと説明しているということです。もちろん、それが真実かどうかはわかりませんが、まあ、恋愛は自由だと思いますが、法を犯すことはないように皆さんも気をつけてもらいたいと思います。万が一困ったことになったら、私か梅田先生にこっそり話してくださいね。

しかし、この漏えいがばれた理由は、この女性の憲法の試験の成績だけが極端に他の学生と比べて点数が良かったということですが、頭が悪いことです。そんなことすればばれるでしょう。

司法試験の採点基準や方法は具体的に公開されていませんが、5割、6割出来れば十分といわれていて、実際には20点、30点くらいの答案も多く、0点も少なくないそうです。

そんな中で100点の答案があれば、これは明らかにおかしいということは容易にわかることです。実際、この女性の答案だけ突出してできが良かったそうです。

この問題漏えい、私が受験をした際にもありました。私は法政大学のロースクールにいたのですが、慶応大学のロースクールの行政法を教えていた教授で、試験委員の先生が本体の試験と同じような論点を取り扱った模擬試験をおこなっていたことがわかったということで、試験委員を解任されたうえで、教授職を辞職することがありました。この当時もやはり大きな問題になり、慶応大学の学生を失格にしたほうが良いとか得点調整をしたほうが良いとかいうことがいわれましたが、特に得点が調整がされることはありませんでした。

今回も、直接教えを受けた女性はともかく、それ以外の受験生の合格、不合格の問題自体は影響がないようです。

やはり、一生懸命勉強している大多数の受験生からすれば、このような不公平、不公正な方法は許されないことです。そもそも、法律を守るべき職である弁護士、裁判官になるのに、法律に反して試験に合格すること自体あってはならないことです。法務省としては、おそらく採点制度自体をどうするか、今回の件で本格的に考え直すことになると思います。

さて、だいぶ話がそれてしまいましたが、このようなロースクールでの卒業を経て司法試験を受けることになります。

司法試験は、短答、というマークシート方式のもと論文式という記述方式の二つの試験をうけます。毎年5月のはじめに試験が行なわれ、9月のはじめに合格発表がなされます。

そして、合格すれば、司法修習という研修を1年間かけて受けることになります。この司法修習という期間で、現職の裁判官、検察官、弁護士のもとにそれぞれついて、研修を行い、卒業試験に合格すれば晴れて弁護士になれます。

よく、裁判官や検察官にはどうしたらなれるをきかれます。裁判官や検察官になるにも、おなじように司法試験に合格して司法修習を受けます。そして、司法修習の中で、裁判官や検察官になりたいという希望を述べます。そうすると、裁判官や検察官に適しているかどうか、研修の様子や、つど行なわれる試験の内容などを見て、この人は裁判官、検察官にしていいいですよ、という

推薦を実務庁や司法研修所からえることができれば、なることができます。弁護士になるには、このような制限はありません、卒業試験に合格すればいいだけです。

さて、ではここからは弁護士の仕事の話として裁判員裁判のお話をさせていただこうと思っています。というのも、私は9月の1週から2週にかけて裁判員裁判の弁護士として仕事をしていましたし、梅田会長が10月から大きな裁判員裁判を行なう予定でした。ですので、これについてお話ししようと考えておりました。しかし、梅田会長は幸運と申しますか、なんとと言いますか、直前になり裁判が延期になってしまいました。これで当月はロータリー活動に注力していただけたと思います。

このような状況でして、少し視点を変えて裁判員裁判がこんなに大変なんだ、というお話をするよりも、裁判員とは何をして、実際にどういう風にえらばれるのか、えらばれたらどうするか、辞退できないのか、ということについてお話ししたいと思います。

まず、裁判員裁判という制度ですが、平成21年から始まった新しい刑事裁判の制度です。今までは、裁判官のみがやっていた刑事裁判について、健全な国民感覚を反映させようということで始まりました。

裁判官3人と一般方から選ばれた裁判員6人で合議体を組んで、有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑罰を科すべきかということを判断します。

裁判員裁判をやる対象なのですが、すべての犯罪を対称にしているわけではありません。

対象になる犯罪は、殺人、放火、傷害致死といったように、おおざっぱにいえば、とても罪が重いものに限られます。これは、平成20年の統計ですが、刑事裁判全体の割合を100%とすると、そのうち裁判員裁判の対象になる犯罪は約3%でそれ以外の犯罪が97%です。対象犯罪自体は少ないのですが、重大事件が多いので件数としては多いように感じますね。

ちなみに、皆さんの生活する静岡県東部地区は特に裁判員裁判事件が多く、同じように裁判員裁判を実施している静岡中部、静岡西部の両方の事件数を合わせた数とおなじだけの数が実施されています。私はもともと静岡ですが、こちらのほうが特に治安が悪いと感じることはないのですが、まあ、皆さん気をつけて生活してください。

さて、この裁判員の具体的な仕事としては、3つあります。まず、公判とよばれるいわゆる刑事裁判に立ち会います。裁判員は、裁判官と同じ位置のいすに座って審理を聞きます。自分の口から証人や被告人に直接質問すること出来ます。自信がない、という人でも、今は裁判官が質問の前に時間をとってくれてこういうことが聞きたいということの相談に乗ってくれるので、安心です。実際に私が行っていた裁判でも、必ず裁判員は証人や被告人に対して直接質問をしていました。

次に、そのうえで、評議、評決をします。裁判で出てきた証拠、証言を基にして事実を認定し、有罪か無罪か、有罪としたら何年の懲役刑にするか、といったことを裁判官や他の裁判員と話し合います。このとき、全員一致が原則とされますが、意見が分かれた場合には一人1票の多数決で決められます。このとき、原則として、裁判員一人の表と裁判官一人の表は全く同じです。原則として、といったのは、被告人が有罪か無罪かを判断する場面で有罪、という判断をするには、少なくとも裁判官が一人は賛成していないといけません。これは、被告人に不利な判断をするには専門の裁判官が一人は賛成しているべきというように慎重に判断をしようという姿勢のあらわれです。

最後に、判決を宣告します。実際に読み上げるのは裁判長です。なので、裁判員は読み上げる場にたちあう、ということです。これで、裁判員の仕事はおしまいです。

さて、じゃあ実際にどのくらいの時間拘束されるの、ということですが私が先々週行なった事件のときは、全部で9日間裁判員は拘束されていました。基本的に朝9時から17時ころまで拘束されていますので、まるまる一日仕事、という感じです。緊張感のある中で人の話を座りっぱなしで何時間も聞き続けるというのはなかなか大変な作業です。

ちなみに、日当については、1日1万円以内というように決まっ

ています。ですので、早く終わった、というようなことがない限り、1日1万円が支払われています。これはあくまで公務員としての報酬ではなく、損失補償のようなものです。なので、従業員さんが有給休暇をとられて参加される場合も、給料は支払ってあげてください。交通費は別に支給されます。

では、どのように選ばれるかお話ししたいと思います。お配りしました裁判員の選ばれ方という資料をご覧くださいながらお話をさせていただきますと思います。

まず裁判員に選ばれる為には、選挙人名簿を参考にして、裁判員候補者名簿が作られます。これは、東部一円、つまり、富士の人から下田の人まで同じように公平に抽選がされます。裁判は、沼津にある裁判所でしか行なわれませんので、事件自体も富士の事件から下田の事件まで広範囲に渡っています。

これが作られた時点で、次の通知がなされます。これは、あなたは裁判員の名簿に載りましたのでよろしく、という案内が送られてきます。この時点で、調査票というものが送られてきて裁判員になることが出来ない事情がある人は除かれます。これは、職業上行うことができない我々弁護士や警察官といった人達の他に、辞退を希望する70歳以上の方などです。また、この月だけは特別忙しくて無理といった事情が予め分かっている人が、予め辞退を申請します。

この最初の時点は、1年間のどこかで裁判員になるかもしれないよ、という予告で、この時点で具体的に何かをしななければならないわけではありません。

この最初の通知が送られてくるのは毎年11月頃ということなのですが、裁判員になりそうな人は必ずこの通知がきます。なので、この周辺の時期と関係なく、ある日いきなり、例えば5月や6月に裁判員に選ばれました！みたいな通知が来ることはありません。来たらそれは多分詐欺ですので、よく確認して下さいね。

次の項目に行きます。次に、実際に裁判員事件の日程が決まり、そこに抽選で当たれば、裁判員として選ばれたので着てくださいという案内が届きます。ここで、改めて質問表という書類で辞退を希望するかどうかを聞かれます。この時点で、いつごろ行なわれる裁判でどのくらいの期間仕事をしなければいけないかが通知されます。事件の内容は伏せられていますが、梅田会長の事件のように長期間の事件になればそれはあの事件だな、とすぐ分かると思います。

病気や介護、仕事といった事を理由として辞退を求めることが可能です。因みにこの時は60人位に書類を送りますが、だいたい次の抽選当日に来るのは30人前後です。来ないとどうなるのか。来ない場合には10万円以下の罰金になると法律で決まっています。ですが、私自身のレベルでは実際に罰金を取られた人というのは聞いたことがありません。法律を作ったときにも罰金の決まりを作ることへの批判がかなり強かったのです。とはいえ、実際にはどうかはわかりません。

さて、いよいよ最後の裁判員裁判前日の抽選の日、レジュメで言う選任手続きの日です。

この日は、裁判員裁判が行なわれる前日の日、午前あるいは午後いっぱい手続きが行なわれます。その日行なわれるのは、裁判員裁判とはなんだというDVD放映、今回の裁判に参加

する人(裁判長とか弁護士とか)の紹介、アンケートの記入、個人質問、抽選発表というような流れです。

この日に抽選が行なわれ、裁判員6人と補充裁判員という予備の裁判員二人が選ばれます。この補充裁判員は体調不良などで欠員が出たときの予備の裁判員で、評決をしたり直接質問はできませんが、全く同じ日程をこなします。

このとき、最後に辞退を希望されるのであれば裁判官や検察官、弁護人の前で話をするようになります。

今まで4回裁判員裁判をやって辞退の理由をたくさん聞いてきましたが、やはり圧倒的に多いのが仕事の理由です。そして、仕事の支障はほぼ100%認められます。認められますというのは、裁判所の方で候補者から外してくるということです。

では仕事の理由というものでどんなものが多いかといえば、仕事の人数が少ないこと、仕事の内容や規模で自分以外に代えが利かないような事情が重視されます。自分が事業主でいなくなると仕事全体が出来なくなる、自分が中心となってやっている仕事がある、あるいは、3人でシフトを回して自分がいなくなると他の従業員に迷惑がかかる、というような理由です。やはりどんなに短い裁判員裁判でも最低でも全部で約5日は拘束されますから、仕事に支障がない方はいないはずですよ。

またこのとき始めて事件の詳しい内容を知らされるので、当然ですが、事件を公平に裁けない恐れがあるような事情、たとえば事件関係者であれば外れることになります。

あとたまに見かけるのが、自分に人が裁けないとか怖いとかいう理由の方ですが、こういう方は辞退の理由に当たらないので、認められないことが多いです。しかし、検察官や弁護士も4人まで裁判員を外す権利があるので、そういうことをいう方はその権利を行使される可能性はとても高まります。

裁判員として審理、判断することに何も難しい専門知識や判断は必要ありません。自分の感覚や判断で参加してもらえば十分裁判員としての仕事を全うできます。今まで参加されてきた方もみな、そうされてきました。

このような過程を経て裁判員に選ばれ、実際に審理に当たっていきます。まあ、みなさんなんとなく気づかれる方も多いと思うのですが、こういう条件だと、リタイヤされた高齢の方や主婦の方が裁判員に選ばれる可能性がとても高く、若い方や仕事をされている方が審理に参加されるケースはあまり多くありません。特に、無罪を争ったりするような事件であれば、審理期間が長くなりますから、そういう場合にはどうしても先ほどお話しした状況が多くなっています。これが本当に健全な市民感覚を反映しているか疑問です。

私が行なっていた事件でも、やはり裁判員にかなり偏りがありました。来た30人くらいの裁判員の中で仕事をされているような方は全体の2割くらいでした。

ですので、皆さんもお仕事大変忙しいとは思いますが、裁判員として選ばれた場合は、是非、皆さんのような健全な市民の方々に参加していただきたいと思っています。

◆次回例会プログラム◆ 卓話（奉仕プロジェクト委員会）

出席報告

会員数	出席計算に用いた会員数	出席計算に用いた出席者	出席率	9月5日修正出席率
21名	20名	13名	65.00%	95.00%

出席：古泉・太田・野口・菊地・前田・梅田 他 計13名

欠席：岩本・濱田・中田・荒川・徳山・齋藤・高田 計7名

MU：小早川 計1名